

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

協会けんぽ保険料率上昇へ

中小企業の会社員と家族約3500万人が加入する全国健康保険協会(協会けんぽ)は31日、4月の給与天引き分から適用する平成23年度の都道府県別の保険料率(労使折半)を決めました。すべての地域で10年度より上昇、全国平均は現在の9.34%から0.16ポイント増え9.50%に。最も高いのは9.60%の北海道(0.18ポイント増)と佐賀県(0.19ポイント増)で、最も低いのは長野県の9.39%(0.13ポイント増)。

協会によると、加入者の医療費の伸びに加え、高齢者医療向けの拠出金が増加したことが影響したようです。

協会の保険料率は都道府県ごとの医療費を反映させて決める仕組み。現在は9.42～9.26%で地域差は0.16ポイントですが、差が0.21ポイントに広がります。

月収28万円の平均的な加入者の場合、本人が負担する保険料月額地域差は224円から296円に拡大。また、年間の保険料負担(本人分)は現在より平均約3千円増えることになります。

医療費の地域差をそのまま料率に反映させると北海道が10.00%、長野は8.93%と大幅に差が生じますが、激変緩和措置により格差が縮小されます。

協会によると、医療給付費増は今後も続くため、12年度の料率は平均9.8～9.9%に達し、一部地域では10%を超える可能性が高いようです。協会は、給付費の16.4%となっている国庫補助割合を、20%まで引き上げるよう求めていく方針です。



これにより、**愛知支部の健康保険料率は現行の9.33%から0.15ポイントアップして9.48%となる見通し**です。標準報酬月額が30万円(愛知支部の平均)の被保険者で、ひと月当たり225円の負担増となります(事業主負担も同額増)。

また、**介護保険料率についても、現行の1.50%から0.01ポイントアップして1.51%(全国一律)になる見通し**です。保険料率は、協会けんぽ本部運営委員会の議を経て、2月中旬をめぐりに厚生労働大臣の認可を受け決定します。新しい保険料率は平成23年4月納付分(一般の被保険者の方は平成23年3月分、任意継続被保険者の方は平成23年4月分)からの実施となる予定です。

(参考:産経ニュース、協会けんぽHP)

CONTENTS

協会けんぽ保険料率上昇へ……	P.1
確定申告の準備はお早めに……	P.1
源泉徴収税額表における「扶養親族等の数」に注意……	P.2
突然の税務調査を 装った詐欺に注意を！……	P.2
国民年金は引下げ 雇用保険は据置きへ……	P.3
OnePoint ……	P.3
今春、集客施設と鉄道・道路 の整備で活気付く名古屋……	P.4
電子マネーの利用と経理処理……	P.5
2月度の税務スケジュール……	P.5
今月の名言録……	P.6
編集後記……	P.6

確定申告の準備はお早めに！

平成22年度の確定申告が近づいてきました。確定申告をされる方は、お早めにご準備をお願いします。昨年度に当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきますが、新規にご希望の方については、早めにお知らせください。

<確定申告が必要な方>

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与を受けている方で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収されている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます) など



源泉徴収税額表における「扶養親族等の数」に注意

平成22年の税制改正で、平成23年(住民税は平成24年)から16歳未満の一般扶養控除と16歳から19歳までの特定扶養控除の一部がなくなりました。

扶養控除は、所得税で38万円、住民税で33万円ありますが、今年の1月からなくなっているのは所得税の控除。住民税については、さらに1年後の24年からの廃止となります。

これによって、例えば、配偶者と15歳以下の子が2人いる場合、平成22年分までは「3人」を扶養親族等の数として税額を求めていましたが、平成23年1月1日以後、最初に支給する給与からは「1人」として税額を計算することになります。



平成22年度税制改正による扶養控除額の改正は、あくまで平成23年度の子供手当の満額支給実施に合わせた変更であり、平成22年分所得税および23年分住民税については、従来どおりの控除額を使用しますので、くれぐれもご注意ください。

これに伴い、給与所得者等の扶養控除等申告書や源泉徴収票に関する様式の見直しが行われ、源泉徴収の「税額表」の「扶養親族等の数」の適用が変更になっています。

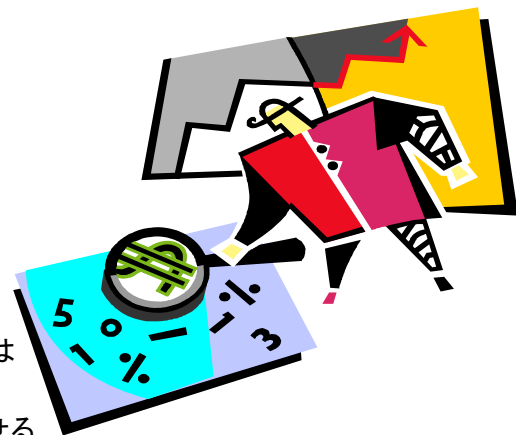
しかし、昨年、参議院議員選挙での民主党大敗をうけて、今後、公約どおり、マニフェストが継続実施されるのか不安視されており、かつ、最近の国会情勢をみると、子供手当の満額支給実現が困難となるかもしれません。その場合には、今回修正された税額表等も短期間で再度修正されるかもしれませんので注意してください。

突然の税務調査を装った詐欺に注意を！

突然、何の連絡もなく、税務署が抜き打ち調査にやってきましたら、どうしますか？

普通の方なら、頭の中が真っ白になってパニックになるかもしれません。

今、こうした手口の詐欺が増えているそうなので、注意してください。



◆突然やってきましたら、まず疑うこと

事前通告なしに突然「税務調査です」とやってきましたら、決してその言い草を信じてはいけません。まず、詐欺を疑うべきです。

国税庁のホームページには「税務職員を装い、勤務先、取引銀行等を問い合わせる事例、従業員等の個人情報等を問い合わせる事例、現金を持ち去るなどの事件にご注意下さい」とありますので、税務調査詐欺は確実に起きているようです。

振り込め詐欺は、次々と新種の手法でやってきます。人の盲点を突き、権威に弱い性向に付け込んできます。

◆利用されやすい調査手法

突然の税務調査は詐欺犯には利用しやすい場面設定ですが、原因を作っているのはそういうことをする税務署です。

税務署側の理屈は、質問検査権は適正公平な課税を実現するために行使するものであり、この目的に照らして、税務官庁が最も効果的と判断される時期に行使してよいことになっており、また、調査対象も申告期限後のものに限られないというものです。

しかし、法律にそう書いてあるわけではありません。特に制限されていないから、税務署の判断に無制限にまかされていると解釈しているにすぎません。

◆被害を受けないために

捜査令状がある強制捜査でもなければ、まず調査を拒否すべきです。詐欺犯なら身分証明書や名刺ぐらいの信用させる小品は用意しているものです。

資料調査課などの調査の場合はマル査の強制捜査のようにやってきて、容易には引き下がりません。そのときはまず、近くの喫茶店ででも待機してもらい、その間に税務署に本人一人一人の在籍とその時の出先を確認し、信用できるかどうか判断するとともに、税理士の立ち会いを依頼する、ということにすべきです。

調査は納税者の自主的協力を前提に行われるべきものですから、営業妨害になることまで甘受する義務はありません。もし、営業時間中に調査官が抜き打ちで調査協力してください、ときた場合においても、『営業の妨げになるので、後日、時間をあらためてきてください』と、時間も指定して調査に来てもらいましょう。事前通知が全くない調査は断ってみる。これが重要です。

また、本当の詐欺の場合、税務署は詐欺被害の補償などしてくれませんので、自分自身で身を守る努力が必要になります。

国民年金は引下げ、雇用保険は据え置きへ

1. 国民年金

厚生労働省は28日、11年度の公的年金支給額を今年度より0.4%引き下げると発表しました。年金支給額の引き下げは06年度以来5年ぶり。国民年金は保険料を40年間払い続けた満額で月額6万5742円(266円減)、平均的な収入のサラリーマンだった夫と専業主婦の世帯で同23万1650円(942円減)となります。4月分が支給される6月から引き下げられます。

年金の支給額は物価の変動に応じて算定されます。今回の支給額引き下げは、総務省が同日公表した10年平均の全国消費者物価指数(生鮮食品含む)が、基準年の05年と比較して0.4%下がったことに伴うものです。厚労省は当初、引き下げ幅を0.3%と見込んでいましたが、昨年12月の物価が想定より低くなったため、引き下げ幅が大きくなったようです。

一人親世帯に支給される児童扶養手当(所得制限あり)も減額されます。子ども1人で全額支給の場合、月額4万1550円(170円減)となります。

また、国民年金保険料も同時に改定されるため、保険料は月額80円の減額で1万5020円となります。

	平成22年度(月額)	平成23年度(月額)
国民年金支給額 [老齢基礎年金(満額):1人分]	66,008円	65,742円 (▲266円)
厚生年金支給額 [夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額]	232,592円	231,650円
国民年金保険料	15,100円	15,020円 (▲80円)

(※)厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準

2. 雇用保険

失業手当などに充てられる雇用保険について、保険料率を11年度は1.2%に据え置く方針を決めました。労働者・使用者それぞれ0.6%ずつ支払います。これに事業主のみが負担する雇用保険2事業分も合わせ、合計の雇用保険料率は1.55%になります。

失業給付は上げられます。算定基礎となる賃金の下限額を月額2,000円から2,320円にされます。この結果、失業による基本手当の日額は最低で1,600円から1,856円に上昇します。早期に再就職した人に支給する手当も増やし、失業期間が短くなるよう政策的に促すようです。

One Point

確定申告時の医療費控除は支払った年で!

確定申告ももう間近。医療費を多く支払った人は、医療費控除の対象となる医療費を早めに整理をしておきたいところです。ここでひとつ注意しなければならないのが、年末の時点で「未払い」になっている医療費の取り扱いです。

医療費控除の対象となる医療費の金額は、「その年中に支払った金額」に限られています。そのため、未払いのまま年を越せば、その年の医療費控除の対象にはなりません。

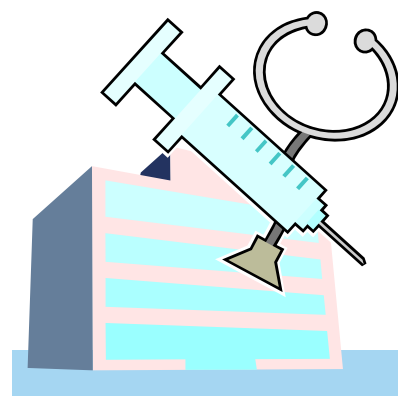
しかし、医療費が高額だった場合などに支払いを借入金で行い、その借入金を翌年に返済したようなケースでは、支払った金額をその年の医療費としてカウントしてよいのか判断に迷いがちです。

これについて当局は、「医療費は支払ってさえいれば控除の対象となり、未払い扱いとはならない」としています。つまり、借入金で支払った医療費も、その年分の医療費として処理することが可能なのです。

また、最近ではクレジットカードを使って医療費の支払いをするケースも少なくありませんが、これも医療費控除の対象となります。この場合、医療費の支払日が「カードを使って治療費を支払った日」となるのか、「カード会社による引き落としがあった日」となるのかで判断に迷うところですが、「治療費を支払った日」とするのが適当です。

そのため、例えば今年の年末にカード払いした治療費の口座引き落としが年明けにあった場合でも今年中の医療費に含めることができます。

なお、医療費をカード払いした場合、患者の手元に医療費の領収書がないことも考えられます。このような場合には、クレジットカード契約書の写し、信販会社の領収書などを申告書に添付し、治療費の支払先や支払金額を証明することが必要となります。



今春、集客施設と鉄道・道路の整備で活気付く名古屋

2010年は、急激な円高や業界再編など中部経済にとって激動の1年となりましたが、2011年は新サービスのIC乗車券がスタートし、観光の名所となりそうなりニア・鉄道館などが完成します。

さらに名古屋市長選や愛知県知事選、統一地方選と選挙の年でもあります。

◆ 地下鉄・道路の整備、交通サービスの展開

名古屋市営地下鉄では、2004年10月以来、6年半ぶりとなる延伸・新駅誕生となるのが地下鉄桜通線の延伸。現在の終点である野並駅から4.2km延伸し、鳴子北、相生山、神沢、徳重の4駅が新たに誕生します。

これにより、名古屋駅から徳重駅間は35分で結ばれ、現在の地下鉄と市バスを乗り継いで行く場合よりも15分短縮されることになり、名古屋都心部への利便性が大幅に高まるものと思われます。

終点の徳重駅には、既に大規模ショッピングモール「ヒルズウォーク徳重ガーデンズ」が昨年11月に開業したほか、緑区役所徳重支所や徳重図書館などが入居する公共施設「ユメリア徳重」が開設されるなど、生活環境の整備が進んでいます。

こうした動向から生活エリアとしての地域への評価・注目度は高まり、昨年度の地価公示・都道府県地価調査においては、全国で唯一、住宅地と商業地において桜通線延伸エリアの地価が上昇するという現象も起きています。

また、今年3月20日の開通をめざし、高針JCTと名古屋南JCT間(12.7km)を結ぶ名古屋第二環状自動車道の工事が進んでおり、新たに植田IC、鳴海IC、有松ICと3か所のICが完成し、天白区、緑区の両区における自動車交通の環境整備も向上します。

◆ IC乗車券「manaca」導入

2011年2月11日に名古屋鉄道や名古屋市交通局などが新サービスとしてIC乗車券「manaca」(マナカ)を導入します。

参加事業者は、名鉄、市交通局のほか、豊橋鉄道、名古屋臨海高速鉄道、名鉄バス、名古屋ガイドウェイバスの6事業者。

manacaは電車やバスだけでなく、名鉄百貨店や愛知県内のサークルKなどで商品の購入時にも利用できますが、東海旅客鉄道(JR東海)の「TOICA」(トイカ)とは12年春から相互利用できるようになる見通しです。

◆ 今春、名古屋に話題の集客施設が誕生

今春、名古屋に2つの話題の集客施設が誕生します。ひとつは、名古屋港金城ふ頭にJR東海が3月14日に開館する「リニア・鉄道館」～夢と思い出のミュージアム～で、東海道新幹線のほか、在来線から超電導リニア車両まで、同社が保有する車両など39両が設置されるほか、各種シミュレータや日本最大面積の鉄道ジオラマなどが設置されます。

もうひとつは、3月19日に開館する名古屋市科学館の理工館・天文館のリニューアルによる新館の誕生です。世界最大のプラネタリウムのほか、エンターテインメント性の高い演出や体験アイテムが揃う体感型科学館として、リニア・鉄道館とともに注目が集まっています。

この2つの集客施設の誕生によって、観光交流都市としての名古屋への注目が高まり、地下鉄や道路など生活環境の充実による居住者の増加だけでなく、来訪者の増加に繋がればと大きな期待が寄せられています。



2011年名古屋圏における主な予定

1月	中部電力が浜岡原発5号機(静岡県御前崎市)を約1年半ぶりに運転再開予定	春	名鉄百貨店本店ヤング館(名古屋市)が閉店(夏以降にヤマダ電機入居) 日航、愛知県営名古屋空港から全便撤退
2月	名鉄などのIC乗車券「manaca(マナカ)」サービス開始	7月	地上アナログ放送停波、名古屋テレビ塔は改装へ
3月	名古屋市に「リニア・鉄道館」が開業 名古屋市科学館の新プラネタリウム開業 名古屋市交通局の地下鉄桜通線延伸 名古屋第二環状自動車道(名古屋南-高針)が開通	秋	トヨタ自動車、ダイハツ工業から供給受け軽自動車販売開始 アウトレットモール「三井アウトレットパーク ジャズドリーム長島」(三重県桑名市)増床し、国内最大規模に

電子マネーの利用と経理処理

●電子マネーの種類

電子マネーは決済のタイミングにより、プリペイド(前払い)方式とポストペイ(後払い)方式の2つに分類することができます。プリペイド方式というのは、あらかじめ現金を支払うことにより残高をチャージしておき、利用の都度、その残高が減っていくタイプの電子マネーです。もう一つのポストペイ方式というのは、クレジット機能により、利用金額が後日、利用者の預金口座から引き落とされるタイプのものです。

●経理処理の基本的な考え方

それでは、電子マネーは経理上どのように取り扱えばよいのでしょうか。プリペイド方式の電子マネーは、商品券、図書券、テレホンカードなどの「物品切手」を電子化したものと考えられます。物品切手は短期間で消費する目的で所有する資産であることから、原則として棚卸資産として貯蔵品勘定で貸借対照表に計上し、使用に応じて他の資産や費用に振替えます。

一方、ポストペイ方式の電子マネーは、クレジットカードを電子化することにより、サインレスで使用できるようにしたものと考えられます。したがって、処理もクレジットカードに準じたものとなり、利用時に未払金を計上し、決済時にその未払金を消去します。

●税務調査の際の注意点

経費の支払いにクレジットカードを利用した場合、カードの利用明細に支払をした事実が記載されているので、企業が支払った経費かどうかを調べる法人税に関しては領収書と同様に証拠書類になります。面倒なのは、消費税です。消費税に関しては、実際に取引をした事業者が発行した領収書等を保存することが義務づけられているからです。クレジットカード会社が発行した利用明細書は、実際に取引をした店舗などが直接発行したものではないので、原則としては領収書に該当しないことになります。ただし国税庁側も実務上は、クレジットカード会社が発行する利用明細書について、一般的な領収書と同様の内容が記載されている場合は、これを領収書と認めてくれています。(国税庁質疑応答事例)

●領収書等の管理のポイント

クレジットカードと同様に、現金決済ではない電子マネーも領収書の保存が重要になります。チャージしたときの領収書だけでなく、コンビニや飲食店で利用された場合はレジにて利用明細が発行されますので、必ず保管するようにしてください。

また、利用明細のみでは取引の内容が具体的に分からない場合は、利用明細にメモ書きするなどして後から分かるようにしておく、税務調査の際の質問にもスムーズに答えられると思います。



2月度の税務スケジュール

内 容	期 限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 2月10日(木)
12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)	申告期限 } 納 期 限 } 2月28日(月)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
6月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)	
消費税の年税額が400万円超の3月・6月・9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)	
消費税の年税額が4,800万円超の11・12月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)(10月決算法人は2ヶ月分)	
固定資産税(都市計画税)の納付(第4期分)	

今月の名言録

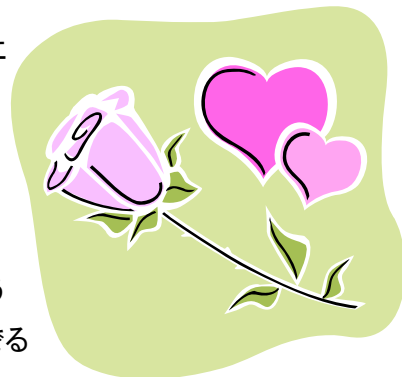
～ 思いやり ～

だれにでもある心なんだからね、思いやりのやさしい心っていうのは。その心で一切の物事に接する習慣をつけろ。その尊い心の報われが……報われなんか求めなくたっていいんだけど、即座にひとりでにくるよ。これという形や色の見える物質的な報われじゃないよ。「思いやりでやったけど、一銭も貰えねえ」、それじゃあ駄目だよ。

思いやりという気持ちは、誠と愛の気持ちだから、それで人に接して、物に接するとき、自分自身の心に感じる快さ、嬉しさというものは、もう形容できません。そうだろう。「ああ、ありがとうございます」と言って喜ばれたときに、「けっ、俺は損しちゃった」と思う人はある？ひとが喜んでる姿を見て腹が立つ奴があったら、そら鬼だよ。

キリスト教にもあるね。恵まれたときよりも、恵んだときのほうが喜びが大きいと。救われたときより、救ったときのほうが一段と嬉しい。これはお医者さんなんかがかしょっちゅう経験していることでしょう。「先生、おかげで治りました」って言われると、治った者の喜びよりも、治した自分の喜びが何とも言えませんわね。

とにかく人の世のため、嫌でも誠と愛というものが出てくる思いやりの状態のまんまで生きてごらん。ただ道義上の理念だけでなく、それが人間の生きる当然の生き方だというふうに。
(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所)



編集後記

当事務所のブログが始まってから、なんと1年が経ちました。

スタッフみんなでリレーしているのですが、回ってくる順番が結構早いのでいつもネタに困っています。どうやらスキップするとペナルティがあるらしいので、もう必死です(給料が減るとかそんなんじゃないですよ)。

個人的につけている育児日記も始めてもう1年3ヶ月。女性専用のサイトに毎日アップしています。これもこんなに続くとは思ってなくて、せっかくなので自分のフォルダに移して、子供が大きくなったら見せてあげられるようにできればと考えています。

当事務所のブログ、お時間があればぜひのぞいてみてくださいね。(http://asak-blog.blogspot.com/)



(松永 裕美)

ASAKからのお知らせ

来月号はお休みです！

次号のInsight Review (Vol. 65)は、業務上の都合により1ヶ月のお休みをいただき、平成23年4月1日の発行を予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

事務所のご案内

〒460-0022
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階
 TEL: 052-331-0135
 052-331-0145
 FAX: 052-331-0167
 http://www.asaoka-kaikei.com

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
 下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
税理士	竹内 雅弘
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

